

ウ第1037-1号
令和3年3月22日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県産業労働部長 加藤 和男
(公印省略)

いのちを大切にする「テレワーク実践企業」登録制度継続の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言については3月21日をもって解除されましたが、県では、再度の感染拡大を防ぐため、段階的緩和措置等として、各企業において、テレワークを徹底し、出勤者の7割を削減するよう協力をお願いしているところです。

また、県では、テレワーク等による出勤者の削減への協力を宣言いただいた企業・団体等を「いのちを大切にする『テレワーク実践企業』」として紹介・PRしており、登録企業数は230社を超えております。

引き続き、緊急事態宣言解除後も登録を受け付けますので、更に多くの企業に登録いただけますよう会員企業への周知をお願いいたします。

記

[埼玉県テレワークポータルサイト]

<https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

[別添資料]

- ・いのちを大切にする「テレワーク実践企業」登録制度チラシ
- ・宣言書イメージ ※緊急事態宣言解除に伴い文言を一部修正しています。

担 当：ウーマノミクス課 女性活躍担当
電 話：048-830-3960
メー ル：a3960-03@pref.saitama.lg.jp